

第212回埼玉県都市計画審議会

平成22年2月15日午後1時25分

場所 埼玉県知事公館 1階大会議室

○事務局 それでは、定刻前ではございますけれども、出席される委員の皆様方、全員おそろいですので、ただいまより第212回埼玉県都市計画審議会を開会いたします。

本日は、お忙しい中、御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

始めに、本日の資料を確認させていただきます。事前にお配りいたしております資料といたしまして、8種類ございます。大変多くて恐縮でございますけれども、御確認をお願いしたいと思います。最初に、配付資料一覧表、次に委員名簿、次に議案概要一覧表、議案書、冊子になっております議案書です。次に、議案書の別添、右上のほうに別添と書かれている資料です。次に資料、そして参考資料1、あわせまして参考資料2、以上の8種類でございます。それから、机の上にお配りいたしました資料といたしまして、2種類ございます。次第と座席表でございます。よろしいでしょうか。

本会議は原則公開といたしております。意見書の個人情報に関する部分につきましては、黒塗りさせていただきますので、御了解をお願いいたします。

ここで委員の出席状況につきまして御報告を申し上げます。ただいま17名の委員の方に御出席を賜りました。したがって、定足数に達しておりますので、本日の審議会は成立いたしましたことを御報告申し上げます。

それでは、これより大村会長に議長になっていただき、議事の進行をお願いしたいと存じます。

大村会長、よろしく願いいたします。

○議長（大村） 本日は、委員の皆様方、雨のお寒い中、また御多忙のところ、御出席いただきまして、ありがとうございます。皆様方の御協力をいただきまして、審議は慎重かつ効率的に進めさせていただきたいと思っておりますので、御協力のほどよろしくお願いいたします。

それでは、まず会議録の署名委員でございますが、本審議会運営規則第5条第2項の規定によりまして、私から指名させていただきたいと存じます。松村委員、よろしゅうございますか。宮崎委員、お二人、お願いいたしたいと思います。よろしく願いいたします。

次に、本審議会は埼玉県都市計画審議会の会議の公開に関する取扱要綱に基づき、原則公開となっております。私といたしましては、本日、特段非公開にすべきと思う案件はないと思っておりますが、いかがでございますか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（大村） それでは、御異議ないということですので、本日の審議会はすべて公開で進めさせていただきます。と存じます。

傍聴者はおいでになりますか。それでは、入場させてください。

〔傍聴者入場〕

○議長（大村） 議事に入ります前に、傍聴人の方に傍聴上の注意を申し上げます。

先ほど事務局のほうからお配りいただきました傍聴要領をよくお読みいただき、遵守していただきたいと存じます。傍聴要領に反する行為をした場合には退場していただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、ただいまより第212回埼玉県都市計画審議会の議事に入ります。

本日は、お手元の次第にありますとおり、議第4913号「上尾都市計画用途地域の変更について」など、都市計画法、建築基準法及び土地区画整理法にかかわる9件の議案について御審議をお願いするものでございます。

それでは、議第4913号「上尾都市計画用途地域の変更について」を議題に供させていただきます。

幹事は、議案の説明をよろしくお願いいたします。

○幹事（都市計画課長） それでは、議第4913号「上尾都市計画用途地域の変更について」を御説明させていただきます。

本議案につきましては、幹線道路沿道の用途地域の変更に関する議案でございます。この幹線道路沿道の用途地域の考え方につきまして、あらかじめ説明させていただきます。前面のスクリーンを御覧いただきたいと思っております。幹線道路の沿道につきましては、沿道サービス施設の立地など土地利用のポテンシャルが高まることから、用途地域の指定により土地利用を誘導しているところでございます。幹線道路沿道に指定している主な用途地域を御説明いたしますと、3,000㎡までの店舗や飲食店などが許容されている第一種住居地域、続きまして、1万㎡までの店舗や飲食店及びカラオケボックスなどが許容されている第二種住居地域、小規模な自動車修理工場が許容されている準住居地域などがございまして、土地利用の現況や動向及び都市機能の配置などを勘案し、その幹線道路沿道にふさわしい土地利用を誘導するため、用途地域を指定しているところでございます。

なお、変更する沿道の区域の考え方でございますが、4車線以上の幹線道路の沿道につきましては、交通量が多く、比較的大規模な施設の立地が見込まれることから、道路境界線から50m、それ以外の幹線道路の沿道につきましては、25mまでを基本としているところでございます。

それでは、議案の内容について説明させていただきます。議案書は5ページから8ページ、図面は9ページ及び11ページでございます。議案書9ページの計画図をお開きいただきたいと思っております。前面のスクリーンもあわせて御覧ください。図面の左下の表が変更内容でございます。図面の上部、赤丸で囲まれた区域が上地区でございます。

続きまして、航空写真でこの地区の概要について説明申し上げます。赤枠の点滅で示す区域が上地区でございます。JR桶川駅から北東に約1.4kmに位置しており、桶川市に隣接しております。また、地区内には都市計画道路上大久保線が定められており、地区の西側は桶川市が定めております都市計画道路坂田西通り線が隣接しております。

それでは、変更内容について御説明させていただきます。議案書の11ページの詳細図をお開きください。あわせて前面のスクリーンも御覧いただきたいと思います。本地区の中央を横断する都市計画道路は、上尾市と桶川市がそれぞれ別の都市計画として定めておりまして、桶川市側の都市計画道路坂田寿線と上尾市側の上大久保線に分かれて決定されております。そのうち都市計画道路坂田寿線及び都市計画道路坂田西通り線は、桶川市が現在事業を行っているところでございますが、都市計画道路上大久保線につきましても、上尾市による事業が開始されたことから、桶川市の沿道用途に合わせまして、それぞれの都市計画道路端から25mの区域につきまして、幹線道路沿道にふさわしい土地利用を誘導するため、指定されておりました「第一種低層住居専用地域」から「第一種住居地域」に変更しようとするものでございます。

続きまして、議案書の6ページをお開きいただきたいと思います。これは上尾都市計画用途地域の変更後の内容を示したものでございます。右側の7ページは、その新旧対照表でございます。

以上、説明させていただきました議案につきまして、上尾市が平成21年7月より説明会を開催し、住民に対しまして周知を図ってまいりました。平成21年11月6日から2週間、案を縦覧に供しましたところ、意見書の提出はございませんでした。また、この用途地域の変更につきましては、上尾都市計画区域を構成する上尾市及び伊奈町からは賛成の回答をいただいております。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（大村） ありがとうございます。

ただいまの幹事の御説明に関しまして、御意見や御質問がございましたら、お受けしたいと思います。いかがでございますか。よろしゅうございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（大村） それでは、議第4913号の議案について採決させていただきます。

原案どおり決定することで御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（大村） それでは、本案は原案のとおり決定させていただきます。

続きまして、議第4914号「川越都市計画用途地域の変更について」を議題に供させていただきます。

幹事は議案の説明をよろしくお願いいいたします。

○幹事（都市計画課長） それでは、議第4914号「川越都市計画用途地域の変更について」を説明させていただきます。

本議案につきましても、先ほどの議案と同じ幹線道路沿道の用途地域の変更に関する議案でございます。議案書は13ページから16ページ、図面は17ページ及び19ページでございます。議案書17ページの計画図をお開きいただきたいと思います。あわせて前面のスクリーンも御覧ください。図面の左下の表が変更内容でございます。図面の中央の赤枠の点滅で示す区域が圏央道沿道地区でござ

います。続きまして、航空写真でこの地区の概要について説明いたします。赤枠の点滅で示す区域が圏央道沿道地区でございます。首都圏中央連絡自動車道、いわゆる圏央道の沿道の地区でありまして、圏央道川島インターから西に約0.7kmのところの位置しており、坂戸市に近接しております。

それでは、変更内容について御説明させていただきます。議案書19ページの詳細図をお開きいただきたいと思います。あわせて前面のスクリーンも御覧いただきたいと思います。圏央道の鶴ヶ島ジャンクションから川島インターチェンジ間につきましては、平成20年3月29日に開通し、供用されております。また、今回変更する地区では、側道が両側に整備されており、同日付で供用されておりますことから、道路端から25mまでの区域及び狭小な形で用途地域が残ってしまう部分につきまして、幹線道路沿道にふさわしい土地利用を誘導するため、指定されておりました「第一種低層住居専用地域」から「第一種住居地域」に変更するものでございます。

続きまして、議案書の14ページをお開きいただきたいと思います。これは川越都市計画用途地域の変更後の内容を示したものでございます。右側の15ページはその新旧対照表でございます。

以上、説明させていただきました議案につきまして、川島町が平成21年7月より説明会を開催し、住民に対しまして周知を図ってまいりました。平成21年11月10日から2週間、案を縦覧に供しましたところ、意見書の提出はございませんでした。また、この用途地域の変更につきましては、川越都市計画区域を構成する川島町、川越市、日高市から賛成の回答をいただいております。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（大村） ありがとうございます。

ただいまの幹事の説明に関しまして、御意見や御質問がございましたら、お受けしたいと思えます。いかがでございますか。これも先ほどの上尾の案件とほぼ同じということで、特段、御意見ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（大村） それでは、議第4914号の議案について採決をいたします。

原案のとおり決定することで御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（大村） 御異議ないものと認めまして、本案は原案のとおり決定させていただきます。ありがとうございます。

では、次に議第4915号「桶川都市計画用途地域の変更について」を議題に供させていただきます。幹事は議案の説明をよろしくお願いいたします。

○幹事（都市計画課長） 議第4915号「桶川都市計画用途地域の変更について」を御説明させていただきます。

本議案は、桶川市の下日出谷東土地区画整理事業及びその周辺の都市計画道路等に関するもの並びに圏央道沿道に関する用途地域の変更でございます。議案書は21ページから27ページ、図面は29ペ

ージから37ページでございます。恐れ入りますが、航空写真を使って地区の概要を説明させていただきますので、前面のスクリーンを御覧いただきたいと思っております。初めに下日出谷東地区、下日出谷西地区、泉地区については、区画整理事業の進捗等で新たな道路網が形成されることにより、土地利用を増進するために用途地域を変更するものでございます。関連する地区でございますので、全体一括して説明させていただきます。図面の中央、赤枠の点滅の区域が下日出谷東地区、図面の左側、赤枠の点滅の区域が下日出谷西地区でございます。また、図面の右側、赤枠の点滅の区域が泉地区でございます。JR高崎線桶川駅から西に約1kmに位置しており、中央が下日出谷東土地区画整理事業施行地区で、現在区画整理事業中の区域でございます。西側が下日出谷西土地区画整理事業で、平成19年に完了した地区でございます。なお、地区内を県道川越栗橋線が通過しております。

次に、本地区の用途地域の変更内容について御説明いたします。恐れ入りますが、議案書の31ページから35ページの詳細図をお開きいただきたいと思っております。あわせて前面のスクリーンも御覧いただきたいと思っております。初めに都市計画道路滝の宮線沿道についてでございます。この都市計画道路滝の宮線が整備されることから、沿道としての良好な土地利用を誘導するため、都市計画道路端から50mまでの現在指定されておりますスクリーン上の4地域を「第一種住居地域」に変更するものでございます。また、それに伴いまして、都市計画道路端から50m以上離れたところにつきましては、沿道としての土地利用の必要性がなくなったことから、周辺の用途地域にあわせ「第一種住居地域」から「第一種中高層住居専用地域」に変更するものでございます。

次に、都市計画道路若宮下日出谷線・下日出谷線及び愛宕東線の沿道についてでございます。当該路線の一部につきましても、区画整理により整備がなされることから、比較的小規模な店舗等を許容し、良好な沿道としての土地利用を誘導するため、都市計画道路端から25mまでを「第一種低層住居専用地域」から「第一種中高層住居専用地域」に変更するものでございます。また、市立西小学校の区域につきましても、現在の土地利用状況に合わせ、「第一種低層住居専用地域」から「第一種中高層住居専用地域」に変更するものでございます。

最後に、スクリーンで示す茶色の区域についてでございます。下日出谷東地区の地区内の「第一種低層住居専用地域」として定められている地域については、下日出谷東土地区画整理事業の進捗及び民間開発等による基盤整備がなされたことから、良好な住環境を保全しつつ、土地利用を誘導するために、「第一種低層住居専用地域」のまま、容積率を80%から100%に変更するものでございます。

次に、圏央道沿道の上日出谷地区の概要並びに変更内容について御説明いたします。前面のスクリーンに地区の航空写真がございますので、御覧ください。図面の中央上、赤枠の点滅の区域が圏央等沿道の上日出谷地区でございます。JR高崎線桶川駅から北西に約2kmに位置しており、北本市と隣接している地区でございます。地区周辺を県道東松山桶川線が通っており、圏央道沿道の地

区でございます。

恐れ入りますが、議案書37ページの詳細図をお開きいただき、あわせてスクリーンも御覧いただきたいと思っております。圏央道沿道地区につきましては、前回の都市計画審議会において、北本市の用途地域の変更の審議がなされたところでございます。今回の桶川市につきましても、同様に圏央道沿道の用途地域を変更するものでございます。

それでは、本地区の変更内容について御説明申し上げます。赤枠で示した部分につきましては、「第一種低層住居専用地域」が指定されておりますが、圏央道及びその側道の整備にあわせ、沿道にふさわしい土地利用を誘導する区域として、「第一種住居地域」に変更するものでございます。以上、各地区の概要並びに変更内容について説明させていただきました。

恐れ入りますが、議案書の22ページをお開きいただきたいと思っております。これは桶川都市計画用途地域の変更後の内容を示したものでございます。右側の23ページは、その新旧対照表でございます。

以上、説明させていただきました用途地域の変更につきましては、前面のスクリーンのとおり説明会を開催し、地区内及び周辺住民に対しまして周知を図ってまいりました。また、平成21年12月1日から2週間、案を縦覧に供しましたところ、意見書の提出はございませんでした。なお、桶川市からは賛成の回答をいただいております。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（大村） ありがとうございます。

これも前2議案と同じような内容ですけど、少し変更箇所が大分多いという御説明だったと思っております。今の御説明に関しまして、御意見、御質問がございましたら、お受けしたいと思います。

どうぞ、後藤委員。

○後藤委員 前回から参加させていただいております後藤でございます。

3件、御説明があったのですが、一番最初に沿道地区の御説明のときに、パワーポイントでファミリーレストランとガソリンスタンドが描かれているような図がございました。それで、この3件の御説明は、その幹線道路の沿道沿いの良好な土地利用、そこにふさわしい土地利用を誘導するというお話で用途の変更ということなんですが、ここの都市計画審議会の場での議論にはならないのかもしれないんですが、あわせて景観もどのようにその沿道を誘導していくかということが、やはりこれはセットでないと、ふさわしいとか、良好なというところになかなかとりつけないのではないかなというふうに思っています。ですから、これは県の景観審なのか、それぞれの市町村の景観審なのか、行政団体になっているところと、なっていないところとあると思いますけども、そういったところとあわせて、少しその沿道のふさわしい姿というものを、あわせてこれから研究していく必要があるのではないかなというふうに思います。ですから、この案件自体については、何も異存ございませんけれども、そのようなことも含めて研究をしていただければというふうに思って、少し発言させていただきました。

○議長（大村） ありがとうございます。非常に重要な御指摘だと思います。事務局のほうから何かございますか。

○幹事（都市計画課長） 実はこの用途地域の説明をする際に、地元の方からも、例えば高さの制限をしてほしいとか、後藤委員のおっしゃるような、この景観的な配慮というところの意見も出てきているようでございます。それに対して、市のほうとしては、地区計画なり、高度地区であるとか、いろんな手法をこれからも検討していきたいと、こういう話をしておるそうでございます。県の中でも景観の推進部局もございます。そういう面では、いろんな手法を考えながら、そういう分もあわせてしていく必要があるというふうに思っております。

○議長（大村） 私も一言すけど、沿道の、今、後藤委員がおっしゃられた景観の問題とあわせて、幹線道路というのは、ある意味では交通を円滑に流すという側面もあるし、一方で沿道の土地利用をいろんな形で誘導したり、促進していく側面があるんですけども、沿道から余りたくさん車が入りしますと、あるいは何カ所にもわたって出入りすると、実は沿道の歩道がどんどん寸断されてしまって、歩道としての快適な環境が阻害されるというおそれがあるわけです。私が勤務しておりますつくばでは、幹線道路沿道に関して、直接幹線から出入りをする場所を制限して、円滑な交通流というのは何かというと、往々にして幹線道路の一番側道の部分に駐停車帯が発生してしまって、円滑な交通流がそがれるということが往々にして起こりがちなので、このあたりも多分、沿道の土地利用というのは、用途の問題もあるし、先ほどおっしゃった景観の問題もあるし、それから車の出入りをどう制御していくかという問題もあると思いますので、ぜひこれからも御検討いただければと思います。

ほかにはよろしゅうございますか。もし特段、御異議、御意見がなければ、採決に入りたいと思いますが、議第4915号の議案につきまして、原案どおり決定することで御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（大村） 御異議ないものと認めまして、本案は原案のとおり決定させていただきます。ありがとうございます。

続きまして、議第4916号「所沢都市計画道路の変更について」を議題に供させていただきます。

幹事は議案の説明をよろしく願いいたします。

○幹事（都市計画課長） それでは、議第4916号「所沢都市計画道路の変更について」御説明させていただきます。

議案書は39ページから42ページ、図面は43ページでございます。恐れ入りますが、議案書の43ページの計画図をお開きいただきたいと思います。あわせて前面のスクリーンも御覧ください。図面の中央に赤で表示しております都市計画道路新所沢駅前通り線は、所沢市の中央部に位置し、西武新宿線の所沢駅と国道463号バイパスを連絡する幅員16mの幹線道路であり、既に整備され、供用されております。変更内容は、本路線の駅前交通広場の区域を拡張しようとするものでございます。

前面のスクリーンを御覧いただきたいと思います。左側が現在の駅前交通広場で、右側が拡張整備後の構想図でございます。現在の駅前交通広場は、昭和35年に整備されております。しかしながら、現在の広場はバスベイやタクシープールが十分になく、車の動線についても、緑の線で示す駅を利用する車の動線に対し、紫の線で示す通過交通があることから、広場内の交通が錯綜している状況でございます。そこで、この駅前交通広場の拡張整備することによりまして、バスベイであるとか、タクシープールを確保し、駅利用者の利便性を向上させるとともに、通過交通との錯綜を防ぎ、安全性を向上させようとするものでございます。あわせて、広場内の歩道の拡幅を図ろうとするものでございます。

なお、このたび所沢市は独立行政法人、都市再生機構の新所沢第4団地の建てかえ事業にあわせ、駅前交通広場の拡張整備するための土地を確保をいたしました。図面の詳細図において、赤で表示している部分が新たに追加しようとする区域でございます。なお、この拡張に伴いまして、道路の起点を変更し、また車線数を2と定めるものでございます。

以上、御説明申し上げました議案につきまして、平成18年5月より4回説明会を開催し、住民に対して周知を図ってまいりました。平成21年11月17日から2週間、案を縦覧に供しましたところ、意見書の提出はございませんでした。また、所沢市からは賛成の回答をいただいております。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（大村） ありがとうございます。

ただいまの幹事の御説明に関しまして、御意見、御質問がございましたら、お受けしたいと思います。いかがでございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（大村） よろしゅうございますか。それでは、もし御意見、御質問がなければ、採決に入らせていただきます。

議第4916号の議案について採決をさせていただきます。

原案どおり決定することで御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（大村） では、御異議ないものと認めまして、本案は原案のとおり決定させていただきます。ありがとうございます。

続きまして、議第4917号「さいたま都市計画道路の変更について」を議題に供します。

幹事は議案の説明をよろしく願いいたします。

○幹事（都市計画課長） それでは、議第4917号「さいたま都市計画道路の変更について」、御説明させていただきます。

議案書45ページから48ページ、図面は49ページでございます。恐れ入りますが、議案書の49ページの計画図をお開きいただき、前面のスクリーンもあわせて御覧いただきたいと思います。図面の

中央に赤で表示しております都市計画道路西大宮バイパス線は、さいたま市の西部に位置し、東西を連絡する幅員21.5mの幹線道路でございます。既に整備済みで供用されている国道16号のうち、この赤で示す区間が都市計画道路西大宮バイパス線と指定されております。変更内容は、西側のランプ部分を含む一部区間において、事業実施の際に区域の縮小と構造形式を変更し整備されたため、都市計画の変更を行うものでございます。図面の詳細図において、黄色で表示している部分が都市計画道路の区域から除外をしようとする区域でございます。

前面のスクリーンを御覧いただきまして、これイメージ図で御説明いたします。この道路は、当初計画においては、このような盛土構造でしたが、設計段階において、橋梁構造に変更し、このことを関係権利者に説明した上で、用地の取得及び施工を行ってきております。この結果、道路としての必要な区域が縮小したものでございます。あわせて、一部区間の構造形式を既に整備されている道路の構造形式である嵩上式に変更するものでございます。

以上、御説明申し上げました議案につきまして、平成21年10月に説明会を開催し、住民に対し周知を図ってまいりました。平成21年11月17日から2週間、案を縦覧に供しましたところ、意見書の提出はございませんでした。また、さいたま市からは賛成の回答をいただいております。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（大村） ありがとうございます。

ただいまの幹事の御説明に関しまして、御意見、御質問がございましたら、お受けしたいと思いますのですが、いかがでございますか。よろしゅうございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（大村） それでは、採決に入らせていただきます。

議第4917号の議案について採決をいたします。

原案のとおり決定することで御異議ございませんですか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（大村） では、御異議ないものと認めまして、本案は原案のとおり決定させていただきます。ありがとうございました。

続きまして、議第4918号「草加都市計画道路の変更について」及び議第4919号「草加都市計画用途地域の変更について」の2議案につきましては、それぞれ関連する議案でございますので、一括して議題に供させていただきます。

幹事は議案の説明をよろしくお願いたします。

○幹事（都市計画課長） 議第4918号と議第4919号は、関連する都市計画でございますので、一括して御説明させていただきます。

まず、議第4918号「草加都市計画道路の変更について」、御説明させていただきます。議案書は51ページから55ページ、図面は57ページでございます。恐れ入りますが、議案書の57ページの計画

図をお開きいただき、あわせて前面のスクリーンも御覧いただきたいと思います。図面中央、上下方向に赤で表示しております都市計画道路新田駅前旭町線は、草加市の市街地を南北に連絡する幹線道路でございます。図面中央、左右方向に赤で表示されております都市計画道路新田西口停車場線は、東武伊勢崎線新田駅と草加市の市街地を東西に連絡する幹線道路でございます。この新田駅西口地域では、現在、駅前広場や都市計画道路が整備されておられません。スクリーンの写真にありますように、狭小な道路を歩行者や自転車が通行している状況でございます。また、駅前には多くの自転車駐輪場も立地しており、駅周辺地域には歩行者、自転車が集中し、安全な歩行空間づくりが課題となっております。

今回の変更内容は、歩行者、自転車の集中する駅周辺地域において、現在16mで決定されている両路線の幅員を片側1mずつ拡張し、18mとするものでございます。幅員を変更することで、歩行者や自転車及び車いすが安全に通行できる空間を確保するとともに、駅周辺の骨格となり、防災性の高いまちづくりの実現に資することを目的としております。また、今回の変更にあわせて、両路線の車線数を2と決定いたします。また、両路線の変更区間は、本案件と並行して草加市が都市計画決定の手続きを進めております、新田駅西口土地区画整理事業により、今後、草加市が整備を実施する予定となっております。

続きまして、議第4919号「草加都市計画用途地域の変更について」、御説明いたします。議案書は59ページから62ページ、図面は63ページ及び65ページでございます。恐れ入りますが、63ページの計画図をお開きいただき、前面のスクリーンもあわせて御覧いただきたいと思います。今回変更いたします地区は、先ほど御説明申し上げました都市計画道路新田駅前旭町線の変更に伴い、用途地域の変更をする地区でございます。

恐れ入りますが、議案書の65ページの詳細図を御覧いただき、前面のスクリーンもあわせて御覧いただきたいと思います。図面の左下の表が変更内容でございます。現在、赤で点滅している地区が今回変更する地区でございます。当地区は、都市計画道路の幅員の変更により、変更後の都市計画道路端にあわせ、用途地域の境界を1m変更するものでございます。

恐れ入りますが、議案書の60ページにお戻りいただき、これは草加都市計画用途地域の変更後の内容を示したものでございます。右側の61ページは、その新旧対照表でございます。

以上、御説明申し上げました2議案につきまして、平成18年9月より16回説明会を開催し、住民に対して周知を図ってまいりました。平成21年9月25日から2週間、案を縦覧に供しましたところ、道路及び用途地域に関して50通50名の方から、道路のみについて1通1名の方から意見書が提出されております。そのうち7通が反対意見、44通が賛成意見となっております。意見書の要旨と見解は、お配りしております資料に載せております。それから、意見書の写しは参考資料の1にございます。

それでは、意見書の要旨と見解につきまして、順次御説明させていただきたいと思います。資料

の意見書の要旨と見解を御覧いただきたいと存じますが、スクリーンでも御覧いただきたいというふうに思います。まず、反対意見について御説明いたします。要旨①、車線数をふやす幅員変更に反対、新田駅から遠い人たちにとっては利便性が高まるが、近くに住む者としては、騒音等、生活環境が悪くなる可能性があるとの御意見でございます。今回の変更は、車線数や車道の幅員を広げるものではございません。歩行者、自転車及び車いすの安全な通行を目的とし、自転車、歩行車道を1m拡幅する変更でございます。したがって、自動車騒音による生活環境を悪化させるものではないというふうに考えております。

次に要旨②、駅前の道路整備には反対しないが、以前の計画より広くする必要はない。及び要旨③、人口及び交通量が減少している中で、変更理由が現実味を持たないため、拡幅に反対であるとの御意見でございます。現在の新田駅における1日の乗降客数は約3万人でございます。駅周辺地域には、今後も歩行者や自転車が相当に多いことが予想されます。このことから、歩行者、自転車及び車いすの安全なすれ違いを考慮し、必要な幅員に設定するものでございます。

続きまして、賛成意見について御説明いたします。要旨④、安全、安心な道路空間確保のための計画に賛成との御意見でございます。本都市計画道路は、歩行者、自転車及び車いすの安全な交通を確保するとともに、駅周辺の骨格となり、防災性の高いまちづくり実現に資することを目的としております。

次に要旨⑤、道路の早期整備を望むとの御意見でございます。本都市計画道路は、草加市が土地区画整理事業において整備を行う予定でございます。事業主体である草加市からは、早期に実現できるよう努めると聞いております。

次に要旨⑥、道路の拡幅に伴う用途地域の変更に賛成との御意見でございます。御意見にございますように、都市計画道路端の変更に伴い、用途地域の境界を変更するものでございます。

なお、提出された意見書の中には、土地区画整理事業に関する記述もございますが、新田駅西口土地区画整理事業は、草加市が定める都市計画であり、草加市都市計画審議会において審議がなされていることから、今回の意見書の要旨からは除かせていただいております。この土地区画整理事業の案件につきましては、草加市から知事あて、同意協議の申し出がされているところでございます。また、本案件につきましても、関係市である草加市から賛成の回答をいただいております。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（大村） ありがとうございます。

ただいまの幹事の説明に関しまして、御意見や御質問がございましたら、お受けしたいと思います。いかがでございますか。

○須田委員 いいですか。

○議長（大村） どうぞ。

○須田委員 ちょっと済みません。区画整理と並行してこの道路整備もされるんだろうと思うんです

が、区画整理のほうの進捗、もう事業認可おりのたのか、あるいは地元で反対があるのか、あるいはもう間違いなくやっていくのか。その辺の方向と、ほかの我が市なんかでも言えるんですが、ちょっと確認ですけども、区画整理事業にあわせて、こういった都市計画道路を整備しようとした場合、この都市計画道路の、今回は変更ですけども、いわゆる事業認可というんでしょうか、事業認可と区画整理の事業認可とばらばらというのは、ちょっとどうなのかなという気もしますので、その辺の整合はどういうふうになっているのか、ちょっと確認をさせていただきたいと思うんです。

○議長（大村） よろしくお願ひします。

○幹事（都市計画課長） お二つ御質問がありました、最初の区画整理の進捗状況ということですが、実は今一緒にこれから区画整理を始めるということで、その区域の都市計画決定、区画整理をこれからやりますよというところの都市計画決定を市の審議会で審議されたということですので、これからということでございます。

もう一つのほうは、事業認可と整備でしょうか。

○須田委員 道路整備はどうなんですか。例えば減歩でやるんだらうと思うんですけど、道路整備のほうはどういうふうにするのか。

○議長（大村） 都市整備区域内の幹線道路の整備ということ。

○幹事（市街地整備課長） ただいまの御質問でございますけれども、草加市では平成22年度に事業をスタートしていきたいというふうに考えておまして、土地区画整理事業によりまして、今回の区域の中の幹線道路については、区画整理事業で整備をしていくという予定になっております。

○議長（大村） よろしゅうございますか。ほかに御意見、御質問ございましたら。特段ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（大村） それでは、採決に入らせていただきたいと思います、議第4918号及び議第4919号の2議案について一括して採決をさせていただきたいと思います。

原案のとおり決定することで御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（大村） 御異議ないものと認めまして、本案は原案のとおり決定させていただきます。ありがとうございました。

次に、議第4920号「熊谷都市計画区域における産業廃棄物処理施設の敷地の位置について」を議題に供します。

幹事は議案の説明をよろしくお願ひいたします。

○幹事（建築安全課長） 建築安全課長の古里でございます。着席して御説明させていただきます。

議第4920号「熊谷都市計画区域における産業廃棄物処理施設の敷地の位置について」の御説明を申し上げます。議案書は67ページから68ページ、図面は69ページから71ページでございます。本件

は、建築基準法第51条ただし書きの規定に基づきます産業廃棄物処理施設の敷地の位置に関するものでございます。68ページの議案書を御覧ください。内容といたしましては、熊谷市三ヶ尻字東原5310番地ほか37筆の41万1,624.81㎡の敷地に産業廃棄物を保管する倉庫を増築するものでございます。今回既存の産業廃棄物処理施設において、新たな建築行為があるため、建築基準法第51条ただし書きの規定による産業廃棄物処理施設の敷地の位置について諮問するものでございます。

それでは、産業廃棄物処理施設の位置について御説明させていただきます。69ページの図面を御覧ください。あわせてスクリーンのほうも御覧ください。申請地は、JR高崎線の籠原駅から南西に約2kmの地点の工業専用地域内に位置しており、赤く塗りつぶした所でございます。申請地の南東側及び北東側は準工業地域になっており、申請地の北西側は県道熊谷児玉線に面している敷地でございます。

次に、建築基準法第51条ただし書き許可が必要になった経緯について御説明いたします。スクリーンのほうを御覧ください。この敷地は、昭和37年にセメント製造工場として創業しております。また、昭和55年からセメント産業の資源循環型社会への貢献を目的として、セメント製造において、燃料及び原料として、産業廃棄物の利用を開始しております。その後、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の省令改正等により、工場内に既に設置されていた焼却施設及び破碎施設が産業廃棄物処理施設に該当することとなりました。そのため平成15年及び平成18年に当該施設は廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく許可を取得しております。これらの許可の際、建築基準法に規定されております建築物の増築、設備の変更など既存の施設内容の変更がなかったため、建築基準法に基づく51条ただし書きの許可を不要としており、今後建築物の増改築や設備の変更がある場合に、建築基準法の許可手続が必要ということになっておりました。今回、申請者が屋外に置かれている産業廃棄物を屋内へ保管する倉庫を増築する計画があるため、法第51条ただし書き許可を受けようとするものでございます。

次に、71ページの図面を御覧ください。あわせてスクリーンのほうも御覧ください。既存の産業廃棄物処理施設などの配置について御説明いたします。施設配置図は、図面右上を北としております。図面の上方に幅員18mの県道熊谷児玉線が位置しております。赤い線で囲まれた部分は、今回の許可の対象となる敷地の位置を示しております。青色で塗られている部分が既存の建築物でございます。黄色で塗られている部分が、既に稼働しております破碎施設、焼却施設でございます。緑色で塗られている部分が緑地でございます。赤色で塗られている部分が、今回増築予定であります産業廃棄物処理施設を保管する倉庫2棟でございます。構造及び階数につきましては、2棟とも鉄骨造平家建てとなっております。建築面積、延べ面積につきましては、廃プラスチックを保管する倉庫A棟が994.4㎡、シュレッダーダストを保管する倉庫B棟が778.41㎡、合計で1,772.81㎡でございます。本案件は、産業廃棄物を保管する倉庫を新たに建築する計画であります。敷地の拡張や新たな処理施設の設置はございません。

次に、申請敷地内にごございます既存の破碎施設、焼却施設について御説明させていただきます。既存の破碎施設につきましては、廃プラスチック類を破碎する施設が1基、焼却施設につきましては、燃え殻、汚泥などの焼成処理をし、廃プラスチック、廃油などの焼却処理をする施設が1基ございます。これらの施設は、産業廃棄物をセメントの原料及び燃料として活用するため、セメントの生産工程の一部としてプラントに組み込まれております。破碎施設の騒音や振動及び焼却施設の大気汚染については、環境にかかわる測定数値は、すべて環境関係法令による規制基準に適合する内容となっております。当該施設については、熊谷市へ意見照会したところ、都市計画上、支障がない旨の回答を得ております。また、周辺住民に周知を図ったところ、反対の意見はございませんでした。これらのことから、埼玉県としては、この敷地の位置につきまして、都市計画上、支障がないものと考えております。

以上で説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（大村） ありがとうございます。

ただいまの幹事の御説明に関しまして、御意見や御質問がございましたら、お受けしたいと思っております。いかがでございますか。よろしゅうございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（大村） 特段問題はないというふうに思いますけれども、もしよろしければ、では議案の採決に移りたいと思っております。

議第4920号の議案について採決をさせていただきます。

本案については、都市計画上、支障がないと認めることで御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（大村） それでは、御異議ないものと認めまして、本案は都市計画上、支障がないと認めることといたします。ありがとうございます。

じゃ、続きまして、議第4921号「川口都市計画事業芝東第4土地区画整理事業の事業計画変更に係る意見書について」を議題に供させていただきます。

幹事は議案の説明をよろしく願いいたします。

○幹事（市街地整備課長） 市街地整備課長の篠でございます。よろしくお願いいたします。着席して説明させていただきます。

○議長（大村） どうぞ。

○幹事（市街地整備課長） それでは、議第4921号「川口都市計画事業芝東第4土地区画整理事業の事業計画変更に係る意見書」につきまして御説明申し上げます。

議案書は73ページから74ページ、図面は位置図が75ページ、設計図が77ページでございます。初めに、本事業の概要と経緯につきまして説明させていただきます。前方のスクリーンを御覧いただきたいと存じます。川口都市計画事業芝東第4土地区画整理事業は、川口市の北西部に位置し、京

浜東北線、蕨駅より北、約2kmの位置にあります。地区の中央部を外環自動車道が東西に通り、東に芝川があり、西に主要地方道川口上尾線が通る施行面積が92.6haの赤く着色した区域でございます。川口市が施行しております。

次に、事業計画変更の主な内容につきまして説明させていただきます。初めに区画道路の幅員の変更でございます。当初、車道幅6m、歩道幅4mの幅員10mの区画道路を計画しておりましたが、地区外に隣接する幅4mの水路の上部を利用し、別途事業により歩道が整備されました。これにより、現計画の4m歩道のかわりとなることから、歩道計画を廃止し、車道幅6mの道路に変更するものでございます。なお、地区外の水路を活用した歩道は、県道大間木蕨線まで連続して整備されております。

次に、区画道路の配置の変更でございます。一部道路を廃止し、既存の道路を活かした道路配置に見直しを行ったものでございます。前方スクリーンに示した箇所に現道があり、これを生かした道路配置や通過交通を避けるために配置した変更でございます。これによりまして、換地が現在の場所にできるだけ近くに設定することが可能となり、権利者の負担軽減を図るとともに、事業効果の早期発現を図るものでございます。以上が主な事業計画の変更内容でございます。

それでは、意見書の取り扱いにつきまして説明させていただきます。本件につきましては、事業計画の変更案を平成21年10月20日から2週間の縦覧に供したところ、1通1名の方から意見書が提出されました。このため都市計画審議会において、本意見書の採択または不採択につきまして御審議願うものでございます。

スクリーンを御覧いただきたいと存じます。意見書を採択すべきであると議決された場合、知事は川口市に対し必要な修正を加えるべきことを求め、市は再度縦覧の手続を行うこととなります。また、意見書を不採択にすべきであると議決された場合、知事はその旨を意見書提出者に通知し、事業計画変更の設計の概要について認可を行います。

それでは、意見書の内容につきまして説明させていただきます。意見書の提出状況でございますが、権利者数2,335名中、1通1名の方から反対の意見書が提出されました。意見書の写しは議案書の別添に、また意見書の要旨及び見解は参考資料2に整理し、お手元に配付しております。意見書には幾つかの意見が含まれておりますので、参考資料2の意見書の要旨と見解を用いて説明させていただきます。参考資料2はお手元にありますでしょうか。A4、1枚のペーパーでございます。あわせて前方のスクリーンを御覧いただきたいと存じます。まず意見①、「事業計画書に詳しい図面がない」との御意見でございます。市では道路種別や道路幅員、変更前後等を示す計画書と図面を縦覧したところでございます。御意見にある道路の高さ、横断図等の詳細な図面は、事業計画変更案の決定後に設計し、関係権利者に説明する予定でございます。

次に意見②、「案が1つしかない、変更案は複数出してもらいたい」との御意見でございます。市では、説明会や個別説明などを行いながら変更案をまとめ、その案を縦覧したものでございます。

次に意見③、「事業計画書に具体的な変更理由の明記がない」との御意見でございます。市では、説明会などを通じて変更理由を説明してきましたが、事業計画書には明確な変更理由を記載しておりませんでした。このため、県では変更理由をわかりやすく記載するよう指導し、市では改めて縦覧者に対しまして、個別に変更理由の説明を行っております。

次に意見④、「事業計画変更案は、将来にメリットがないので反対する」との御意見でございます。地区外に整備された歩道を活用できる区間は、歩道計画を廃止すると同時に、現道を生かした道路配置に見直すことによって、権利者の負担軽減が図れるものでございます。

次に意見⑤、「自分の土地は駐車場として活用しているため、道路に歩道をつくらないでほしい。自分の土地に接する用水路に出入り用の橋をかけてほしい」との御意見でございます。当道路は中学校の通学路となっているため、学校側に歩道を整備する計画でございます。また、今回の事業計画の変更箇所に係る意見ではございません。また、意見書提出者の土地は、従前より用水路側は出入りがなく、角地で2方向に道路に面しているため、橋をかけなくても土地利用は可能となっております。

以上が提出されました意見書の要旨と見解でございます。なお、意見書提出者に対しまして、市では今後も引き続き事業に対する御理解と御協力が得られるよう努めていくとのことでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（大村） ありがとうございます。

ただいまの御説明につきまして、何か御質問や御意見がございましたら、お受けしたいと思いません。いかがでございますか。

どうぞ、須田委員、お願いします。

○須田委員 いいですか。今、権利者の負担軽減が図れるというお話がありましたが、道路を一部やめて歩道をやめて、新設の道路をつくるということで、この面積がイコールであれば、減歩率には影響ないと思うんですけども、もしやめる部分が大きいということになりますと、新設道路のほうとのプラス・マイナスで減歩率に変更が出てしまうと厄介じゃないかなというふうに思うんですけど、区画整理で途中変更の難しい問題だと思うんですが、その辺の減歩率への影響というのはないかどうか、確認をさせていただきたいと。

○議長（大村） お願いいたします。

○幹事（市街地整備課長） 減歩率につきましては、変更前が21.75%で、変更後が21.60%でございます。これに伴いまして、精算金については、若干当初見込んだ精算金額と違うようになろうかと思いますが、説明会等を通じまして、関係権利者の了解をいただいているところでございます。

○須田委員 よろしいですか。

○議長（大村） はい、どうぞ。

○須田委員 もう既に事業が進捗をしているんじゃないんでしょうか。進捗をしているとすると、当初の減歩率で新しい土地に換地がなされている方も相当いると思うんですが、減歩率が変わることによる影響というのは大丈夫なんでしょうか。

○幹事（市街地整備課長） その辺については精算金の対応ということで実施をするということになっております。したがって、再度仮換地指定をやり直すという予定ではございません。

○須田委員 精算金でやっちゃう。

○幹事（市街地整備課長） そのとおりでございます。

○議長（大村） よろしゅうございますか。ほかにはいかがでございますか。

どうぞ、後藤委員。

○後藤委員 私ちょっと土地勘がないので、まず御質問させていただきます。今回、区画街路を廃止して、現道の道路を生かして新設する部分の南側に中学校がございますが、この中学校のメインの入り口というのは、今回幅員を変更する区画道路、黄色に塗られているところからこの学校へは入るのでしょうか。

○議長（大村） いかがでございますか。

○幹事（市街地整備課長） 黄色い部分の南側にある中学校の出入り口は、この黄色い部分の整備された歩道に面しての出入り口はございません。

○後藤委員 ございません。

○幹事（市街地整備課長） はい。

○議長（大村） いかがでございますか。

○後藤委員 そうなんですか。先ほど通学路というお話だったので、こちらから入るのかなと思ったので、そういうことではなくて、この学校のメインの入り口は、別の道から入るようになっているんですね。

○幹事（市街地整備課長） ええ。黄色い線の南側にある中学校の入り口は、別なところがございます。先ほどの説明の中でした学校は、地区の東側にある学校でございます。

○議長（大村） 図面か何かで、ちょっと今の説明を。

○幹事（市街地整備課長） すいません。今出しておりますけれども、歩道の整備というタイトルで出ているところの黄色い部分が地区内の中学校でございます。これについては、中学校寄りに歩道の整備が予定されていると。

○議長（大村） この今の歩道のところ側から出入り口があるということよろしいんですか。

○後藤委員 私が質問したのは、さっきこの図の……

○幹事（市街地整備課長） 左側のほうだと。

○後藤委員 ええ、左側のところですか。そこに建っているぐらいの位置のところですか。

○議長（大村） なるほど。

○後藤委員 その真ん中あたりに校舎の建物が見えると思うんです。あの学校は、じゃこの道を利用してない、利用しないということですね。

○幹事（市街地整備課長） 直接この道路に面して出入り口がないということでございます。

○後藤委員 ありがとうございます。それで1つ、今回理由をお示しいただいたわけなんです、その事業費の削減、事業効果の早期発現を図るため、現道を生かした道路配置に計画を見直すということなんです、当然デメリットがあるんですよ。そのメリットとデメリットのバランスで判断していかなくてはいけないと思うんですが、随分そのクランクの屈曲した道路のパターンになってしまって、そこが後世に対して問題を回していくようなことにならないかというのがちょっと心配なところがあるんですけども、この3つ丸があるうちの真ん中の丸のところなんですけど。

○幹事（市街地整備課長） 屈曲した部分の道路につきましては、現在も屈曲した形で道路の交通がありまして、現道を生かした形で実施をするということにしていきたいということと、それからあとの現道を生かすことによりまして、地権者の方々が地区外というか、これよりも離れたところに換地をすることが非常に少なく、現位置に換地をすることができるというメリットがございます。地域からの要望でこのような計画にしていこうということになっておるところでございます。また、区画道路につきましては、できるだけ通過交通を排除するというのもございますので、直線部が長い道路については、こういうその通過交通をできるだけ妨げるような計画もございます。そういったことから、今回の見直しを実施したというところでございます。今委員さんのお話は、議案書の設計図の77ページの拡大になっているところだと思います。青の部分が今度民地の換地予定地になるところでございます、ピンクの部分が従前から道路があったところで、その道路に振りかえるという内容になっております。

○後藤委員 ありがとうございます。地元からの要望ということと、通過交通を排除するために直線の道路は好まないというのを今回のここには明示されていませんけど、理由として掲げられているということだと理解しました。

もう一つ、私が気になっているこの3つ目の真ん中の丸のところのコの字で入っている道路の隅切りは、もう既についているわけですね。この77ページの図のピンクの上のところの図面は、隅切りがあるんですけど、現在も現道で隅切りがついているんですね、そこは。

○幹事（市街地整備課長） そうです、はい。隅切りがついております。

○議長（大村） よろしゅうございますか。

○後藤委員 はい。

○議長（大村） ほかにいかがでございますか。

もし御意見がございませんでしたら、採決に入らせていただきたいと思います。ちょっとこの採決については、先ほどちょっと込み入った御説明を申し上げましたので、確認をしたいと思っております。本議案の土地区画整理法上の取り扱いにつきましては、幹事から御説明があったとおり、こ

の意見書にかかわる意見を採択するというふうに議決した場合においては、県は市町村が定めようとする事業計画については、その市町村に対し必要な修正を加えるべきことを命じるということになっています。また、逆に不採択とする議決をした場合においては、県はその旨を意見書を提出した者に通知しなければならないということになっております。ということをよく御理解いただいて採決に入っていただきたいと思いますが、まず議第4921号の議案につきまして、意見書を取り上げるべきだという採択するという採択すべき意見書の意見があるという御意見の方は挙手を願いたいと思います。いらっしゃいませんか。

〔挙手なし〕

○議長（大村） それでは、今この意見書は採択するという御意見はなかったということで、本案につきましては不採択とするということで決したいと思います。よろしゅうございますか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（大村） ではそういうことで、本案については不採択ということで処理させていただきたいと思います。ありがとうございました。

以上が本日の審議会の審議でございましたけど、もし何かこの際、御意見とかがございましたら、お受けしたいと思いますが。

○須田委員 ちょっといいですか。

○議長（大村） はい、どうぞ。

○須田委員 申しわけありません、私の質問がうまくできなかつたんですけど、要するに区画整理をやると、草加でしたか、駅前の。それにあわせて都市計画道路をやるんだというお話で、道路のほうは都市計画決定が先になされているんだろーと思います、今回変更ですから。ただ、私が思うには、区画整理をやって、そして都市計画道路をつくって良好なまち並みにしていくという場合に、区画整理がだめになった場合に、その道路の都市計画決定が先行しちゃうわけなんですね。ですから、こういった場合には、今後の一つの課題だと私は思うんですけど、区画整理のほうの都市計画の決定あるいは事業認可と、それから都市計画道路をあわせて新設する場合の都市計画決定と並行してやったほうがいいように思っているんですけど、その辺、一つの意見として述べさせていただきたいと思うんですが。

○議長（大村） はい、ありがとうございます。

○幹事（都市計画課長） 大変申しわけございません。私どもの説明がちょっと悪かったのかもしれませんが。今回は区画整理の話をずっと地元と草加市さんが施行主体となってこれから進めたいと。その中でいろいろ協議会をやってきて、その中で都市計画道路も広げたほうがいいんじゃないかということで都市計画も今回の話として全部一緒に同時に進めております。ですから、須田委員さんがおっしゃるように、全く同じテンポで進めているということでございます。ですから、道路だけが先に都市計画決定ということじゃなくて、今回の拡張の話と区画整理を一体で行う。区画整理の

中でその都市計画道路を整備していくということで、一体のものとして都市計画としても一緒にかけさせていただいている。今同時に市のほうも区画整理の事業計画をかけさせていただいていると、こういうことで一緒に進めております。

○議長（大村） よろしゅうございますか。

○須田委員 いいですか。

○議長（大村） はい、どうぞ。

○須田委員 それはわかりますけど、一緒にやっているというのはわかりますよ。当然進めるんです、一緒に。ただ、区画整理のほうが悪れちゃった場合に、都市計画道路だけ残っちゃうじゃないですか。ですから、やっぱりある程度、並行して都市計画の決定というのは、やっぱりやっていくべきじゃないかなというふうには私に思っているんですけど。都市計画道路だけ先行しちゃうんですよ。今先行しているんだろうと思っているんです。

○議長（大村） 今のお話はそうじゃないですね。

○幹事（都市計画課長） そうではありません。

○須田委員 どうなんですか。

○議長（大村） 一緒にやったわけですよ。

○須田委員 要するに簡単に言えば、区画整理の都市計画決定、事業認可というのは、まだなんじゃないかなと思ったものですから。

○議長（大村） はい。

○幹事（都市計画課長） これから、区画整理の場合に、まず区域決定をするということが出てまいります。それは今一緒にやっております。それは市の都市計画審議会で審議しておりますので、一緒にやっているんですね。だから、一緒に告示をされるというふうに思います。その後、速やかに事業認可をとっていくということで、基本的には今回の話は計画も事業も一緒にの形で進めさせていただいております。委員さんおっしゃるとおりで、そういう形で進めないと、なかなかうまくいきません。そう思っております。

○議長（大村） よろしゅうございますか。

○須田委員 はい。

○議長（大村） ほかによろしゅうございますか。

それでは、きょうの審議会はこれで閉じさせていただきます。どうも御協力ありがとうございました。

○事務局 本日は、委員の皆様方には熱心な御審議をいただきまして、ありがとうございました。

ここで成田都市整備部副部長よりごあいさつを申し上げます。

○幹事（都市整備部副部長） どうも本日はありがとうございました。埼玉県都市整備部副部長、成田でございます。本年度最後の都市計画審議会ということでございます。本来であれば、部長の松

岡が出席をいたしまして、松岡からごあいさつ申し上げるべきところでございますが、他に所用がございます。どうしても出席できません。かわりまして、私から一言御礼のごあいさつをさせていただきます。

審議会委員の皆様方におかれましては、毎回、熱心な御議論をいただき、また御審議をいただきまして、まことにありがとうございます。厚く御礼申し上げます。本年度は、本日を含めまして4回の開催、合わせて38件の議案につきまして御審議をいただいたところであります。おかげさまでもちまして、県内各地におきまして、都市計画の規制、誘導、土地区画整理事業、街路事業等々の諸事業が順調に推移しております。改めて感謝申し上げます。県といたしましては、引き続き時代の要請にこたえられるような都市計画行政を適切に推進してまいる所存でございます。委員の皆様方におかれましては、今後とも御指導、御支援を賜りますようお願いを申し上げます。どうもありがとうございました。

○事務局 それでは、これをもちまして本日の審議会を閉会とさせていただきます。

長時間にわたり、お疲れさまでございました。

午後2時40分 閉会